

つがる西北五広域連合病院事業使用料及び手数料等条例 施行規程

平成 23 年 12 月 2 日
病院事業管理規程 第 6 号
改正 平成 24 年 10 月 1 日
病院事業管理規程 第 32 号

(趣旨)

第1条 この規程は、つがる西北五広域連合病院事業使用料及び手数料等条例(平成24年条例第7号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用料及び手数料)

第2条 条例別表中の病院事業管理者(以下「管理者」という。)が定める使用料及び手数料の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年病院事業管理規程第32号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)(平成24病院事業管理規程32・一部改正)

種 別	区 分	金 額				
		西北中 央病院	かなぎ 病 院	鱒ヶ沢 病 院	つがる成 人病セン ター	鶴 田 診療所
付添人寝具	1日につき	315 円	178 円	105 円	126 円	
入院室料差 額(1日に つき)	特等室	1,890 円	4,200 円	5,250 円	2,100 円	
	1等室	1,050 円	2,100 円	1,575 円	1,575 円	
	2等室	525 円	1,050 円			
	(一人利用)	(735 円)				
療養病棟	特等室		2,100 円			
	2人室		1,050 円			
死体処置料	1体につき	5,250 円				
病衣代	1日につき	73 円	73 円	52 円	52 円	
診断書・ 検案書	普通のもの	3,150 円				
	複雑なもの	5,250 円				
	自動車損害賠償 責任保険診断書	5,250 円				
	死亡診断書	3,150 円				
	死体検案書	5,250 円				
	特殊なもの	10,500 円				
証明書料	普通のもの	3,150 円				
	複雑なもの	5,250 円				
	診療報酬明細 書	5,250 円				

	医療費支払済額証明	1,050 円
	特殊なもの	10,500 円
分娩費出産手当金証明書		2,100 円
診察券の再交付		105 円
面談料		3,150 円
介護保険主治医意見書・障害者自立支援医師意見書作成料	新規・在宅	5,250 円
	新規・施設	4,200 円
	継続・在宅	4,200 円
	継続・施設	3,150 円

別表第 2（第 2 条 西北中央病院関係）

種 別	区 分		金 額	備 考
分娩料	単胎	診療時間内	120,000 円	多胎の場合は、第 2 子以降 1 子につき単 胎の金額に 5 割を加算した金額とする。
		診療時間外	140,000 円	
		深夜・休日	160,000 円	
帝王時分娩介助料	単胎		120,000 円	
産科医療保障制度登録料	1 子につき		30,000 円	
妊婦診察料	1 回につき		4,700 円	
駐車料	1 台につき		3 0 分まで無料	管理者が指定する駐車場の利用(外来に係る診療、健康診断等を受ける際の利用又は公用若しくは緊急の場合の利用のうち、管理者の定める手続を執った場合の利用を除く。)
			3 0 分を超え超過時間 3 0 分ごとに 1 0 0 円	

備考

分娩料の項に規定する診療時間内、診療時間外及び深夜、休日の用語の意義については、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 診療時間内 休日以外の日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までの時間をいう。
- (2) 診療時間外 診療時間内、深夜及び休日以外の時間をいう。
- (3) 深夜 午後 1 0 時から午前 6 時までの時間をいう。
- (4) 休日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日までの日をいう。